

児童手当の現況届の提出を

現在、児童手当を受けている人で平成29年6月分以降の児童手当を受ける人は、現況届(対象者へは用紙を郵送)を6月30日(金)までに子ども支援課へ提出を(郵送可。公務員は勤務先で)。提出がないと6月以降の手当が支給されません。**《子どもが生まれた人、転入した人へ》**子どもが生まれた人や舞鶴市に転入した人が翌月以降の手当を受給するには、転入または生まれた日の翌日から15日以内に子ども支援課か西支所保健福祉係へ申請が必要。
▶詳しくは、同課(☎66・1094)か同係(☎77・2253)へ。

放課後児童クラブ 7月からの追加募集

【対象】保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生※申し込み多数の場合、放課後自宅に誰もいない児童や低学年の児童を優先
【定員】◆池内…5人◆岡田・由良川…各10人
【料金】◆9・10・11・2月…5,000円◆12・1月…6,000円◆7・3月…7,000円◆8月…9,000円
※兄弟姉妹が同時に利用する場合2人目から半額。保険料など別途必要
【申し込み方法】6月14日(水)までに子ども支援課へ。
▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

40歳以上の国保加入者は特定健康診査の受診を

40～74歳の国民健康保険加入者に特定健康検査を実施(対象者には案内済み)。受診時は受診券と保険証、問診票の持参を。
【日時・場所】
◆個別健診(医療機関での個別受診)…7月末までに市内の医療機関へ直接申し込み
◆集団健診(保健センターなどで8月～12月の指定日に実施)…6月末までに専用のがき(案内に同封)で申し込みが必要
▶詳しくは、保健センター(☎65・0065)か保険医療課(☎66・1106)へ。

まちなかの空き家を募集・空き家改修に補助

《空き家を募集》東・西地区のまちなかにある居住用の空き家を随時募集。登録いただくと市の空き家バンクとして、市ホームページなどで紹介。対象地域は、東地区は浜地区など。西地区は堀上地区や京口地区など(詳細は市ホームページでご確認を)。登録の申し込みは、所定の用紙に必要書類を添えて都市計画課へ郵送か持参してください。
《空き家改修に補助》空き家バンクを利用して物件を購入か賃貸契約を行う人を対象に、物件の改修工事の一部を補助(条件あり)。対象工事は、市内事業者が行い、契約日から3か月以内に着手する工事で費用が10万円以上のもの。補助額や申し込み方法などは市ホームページでご確認を。
▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

市・府民税の納税通知書を発送

平成29年度市・府民税の納税通知書を6月中旬に発送。納付書での納付は、納期までに市指定金融機関窓口や近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局、全国のコンビニエンスストアで。
◆65歳以上の人の年金所得にかかる市・府民税
公的年金からの引き落とし
◆年金以外の所得にかかる市・府民税
給与からの引き落としか口座振替、納付書払い
▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

口座振替推進キャンペーン

7月31日(月)までに対象科目の納付を新規に口座振替登録した場合、先着1,000人に粗品を進呈します。すでに口座振替登録をしている人や年金や給与からの特別徴収分は対象外。
【対象科目】
◆個人市府民税◆固定資産税◆軽自動車税
◆国民健康保険料◆後期高齢者医療保険料◆介護保険料
◆保育所保育料◆市営住宅使用料◆市営住宅駐車場使用料
◆上下水道使用料◆簡易水道使用料
◆下水道使用料(井戸下水)◆水洗便所等改造資金貸付償還金
【取扱金融機関】
◆京都銀行◆京都北都信用金庫◆福井銀行◆福邦銀行
◆近畿労働金庫◆京都丹の国農業協同組合◆京滋信用組合
◆京都府信用漁業協同組合連合会◆ゆうちょ銀行
▶詳しくは、債権管理課(☎66・1007)へ。

一般競争入札による市有財産の売却

市が所有する未利用財産を一般競争入札で売却。
【入札日時】6月30日(金)14時
【物件】
◆旧東乳児保育所(建付地)
字浜小字浜1569番2、1112.21平方[㎡]
◆旧市民病院愛宕浜医師会館(1～3号)(建付地)
愛宕浜町5番4、同5番7、計811.49平方[㎡]。3件で1つの入札。
◆宅地
字市場小字市場288番1、952.44平方[㎡]
◆雑種地
字森小字峠39番5ほか4筆、計492.15平方[㎡]
【その他】落札されなかったものはその後、予定価格による先着順受け付けにて売却。
【申し込み方法】6月16日(金)までに、入札実施要領と参加申込書(資産活用課に備え付け、市ホームページからもダウンロード可)に必要書類を添えて、郵送か持参で資産活用課へ(郵送の場合17時必着)。
▶詳しくは、資産活用課(☎66・1045)へ。

介護保険 保険料の決定と高額介護サービス費の見直し

《65歳以上の人の平成29年度介護保険料が決定》納入通知書を6月中旬に発送。支払い方法は次のとおり。
◆老齢・退職年金などが年額18万円以上の人…公的年金から引き落とし
◆老齢・退職年金などが年額18万円未満の人、29年度中に65歳になる人や本市に転入された人等…納付書か口座振替
《高額介護サービス費の見直し》介護サービス費の利用者負担が月額上限額を超えた場合に払い戻しを受ける高額介護サービス費を見直し。住民税課税世帯の人の1か月の負担の上限額を8月から一律44,400円に変更します(1割負担者のみの世帯は、年間上限額が現行と同じになる3年間の特例措置あり)。
▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1013)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

舞鶴市介護相談員を募集

介護施設などを訪問し利用者の相談を聞き、サービス事業者へ橋渡しすることで問題の改善・解決に向けた手助けをする介護相談員を募集。
【応募資格】◆20歳以上の市民で介護に関心がある◆週1回程度の活動ができる◆市が指定する研修に参加できる
【募集人員】若干名(多数の場合選考)
【申し込み方法】6月20日(火)までに所定の用紙(高齢者支援課か西支所保健福祉係に備え付け、市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、郵送か持参、ファクス(62・7957)で同課へ。
▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1013)へ。

福祉タクシー利用券の申請を

在宅の重度腎臓機能障害者が、通院のために利用するタクシー料金の一部を助成。
【対象】次の条件をすべて満たす人
◆在宅の腎臓機能障害者で身体障害者手帳1級を所持◆人工透析療法を受け通院している◆自動車税・軽自動車税の減免を受けていない◆同一世帯の所得税の合算額が一定基準以下
【助成額】年間24,000円分(年度途中の場合1か月当たり2,000円分を交付)
【申請方法】6月9日(金)までに身体障害者手帳と印鑑を持参し障害福祉・国民年金課(☎66・1033)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

市議会6月定例会(予定)

市議会6月定例会の日程は右表のとおり。いずれも傍聴可。定員は本会議が先着各38人、委員会が先着各15人。委員会の日程は変更になる場合あり。
▶詳しくは、議会事務局(☎66・1060)へ。

日時	内容	場所
6月2日(金) 10時30分から	本会議(提案説明)	市議会議場
13日(火) 10時から	本会議(一般質問)	
14日(水) 10時から	本会議(一般質問、質疑)	
15日(木) 10時から	建設 民生環境 経済消防 総務文教 } 予算決算分科会・委員会	議員協議会室
15日(木) 13時から		
16日(金) 10時から		
16日(金) 13時から		
22日(木) 10時から	予算決算委員会	市議会議場
28日(水) 10時30分から	本会議(委員長報告、討論、採決)	

国民健康保険料納入通知書を発送

6月中旬に国保加入の世帯主あてに納入通知書を送付。支払い方法は次のとおり。
◆口座振替…納期ごとに登録した口座から引き落とし
◆特別徴収…公的年金からの引き落とし
◆自主納付…納付書(納入通知書に添付)でコンビニや市役所窓口、市内の金融機関などで納期までに納付
《納入は口座振替で》年金特別徴収の場合を除き、原則として口座振替で納入を。手続きは市役所本庁か西支所(キャッシュカードが必要。利用できない金融機関あり)。
◆平成29年度料率決定
平成29年度の保険料が決定。医療分と支援分を合計した保険料は、基金を活用することで据え置き。40～64歳の人納付する介護分は、前年度より1人当たり年間平均1,010円の引き下げ。

平成29年度料率

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.10%	2.80%	2.52%
資産割	11.20%	4.50%	5.10%
均等割	19,000円	7,700円	8,700円
平等割	20,900円	8,600円	6,900円
限度額	54万円	19万円	16万円

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1003)へ。

家屋にかかる固定資産税の減額

住宅に一定の要件を満たす「耐震改修」「バリアフリー改修」「熱損失防止改修」を実施した場合、固定資産税が減額されます。減額措置を受けるには、いずれも所定の用紙(税務課に備え付け、市ホームページからもダウンロード可)に必要書類を添えて税務課へ。
▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受け付け

低所得者を対象にした臨時福祉給付金の申請を受け付け中。申請期限は7月4日(火)まで。
▶詳しくは、福祉企画課(☎66・1011)へ。

福祉医療費受給者証(ひとり親家庭)の申請

現在お使いの福祉医療費受給者証(ひとり親家庭医療)は7月末が有効期限。6月30日(金)までに継続申請を(該当者には6月初旬に通知)。
▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

